

令和6年度（第2回） シルバーハウジング入居申込案内 (空家募集)

《シルバーハウジング》

シルバーハウジングはひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が、地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、高齢者の安全や利便に配慮した市営住宅で、次の特徴を備えています。

- **高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様がほどこされているとともに、近接・併設の福祉施設への緊急通報システムが設置されています。**
※緊急通報システムを稼働させるため、入居前に電話加入（NTT）の契約をしていただくことが入居の条件になります。（緊急通報システムは、NTT回線を使用します。）
- **入居者の日常生活を見守り、必要に応じて相談・援助を行う生活援助員を、近接・併設の福祉施設から派遣します。**（詳しくはP34をご覧ください。）
※家賃の他に、生活援助員派遣に要する費用のご負担をいただきます。
この費用負担は入居者の所得税（額）に応じて異なります。
- **その他、シルバーハウジングは、高齢者専用の住宅として建てられたもので、一般の市営住宅と異なった入居条件があります。**（詳しくはP35をご覧ください。）

◎**募集住宅**（詳しくはP14～32をご覧ください。申込みは1世帯1通（1戸）に限ります。）

| 住 宅 名 | 区 | 世帯向 (高齢者2人世帯) | 単身者向 (高齢者単身世帯) |
|------------|----|------------------|-------------------|
| 希望ヶ丘シルバー住宅 | 千種 | — | 1戸 |
| はざまシルバー住宅 | | — | 1戸 |
| 平田シルバー住宅 | 西 | 1戸 | — |
| 小城シルバー住宅 | 中川 | — | 1戸 |
| 小城南シルバー住宅 | | 1戸 | 2戸 |
| 神宮寺シルバー住宅 | 港 | 1戸 | 1戸 |
| みなと西シルバー住宅 | | 3戸 | — |
| みなと南シルバー住宅 | | — | 4戸 |
| 白水シルバー住宅 | 南 | — | 3戸 |

◎**申込受付期間** **令和6年12月9日（月）～令和6年12月20日（金）** ※郵送申込み
申し込む場合は、この案内に同封の申込書（専用封筒）を使ってください。

◎

抽せん日 令和7年1月21日（火）午前10時から

市役所西庁舎 11階西11A会議室（中区三の丸三丁目1-1）

公開抽せん会への参加は必須ではありません。

公開抽せん会への参加の有無が抽せん結果に影響することはありません。

抽せん結果については、当せん者・落せん者ともに別途通知します。

◎申込みには家族構成・収入などの資格に該当することが必要です。

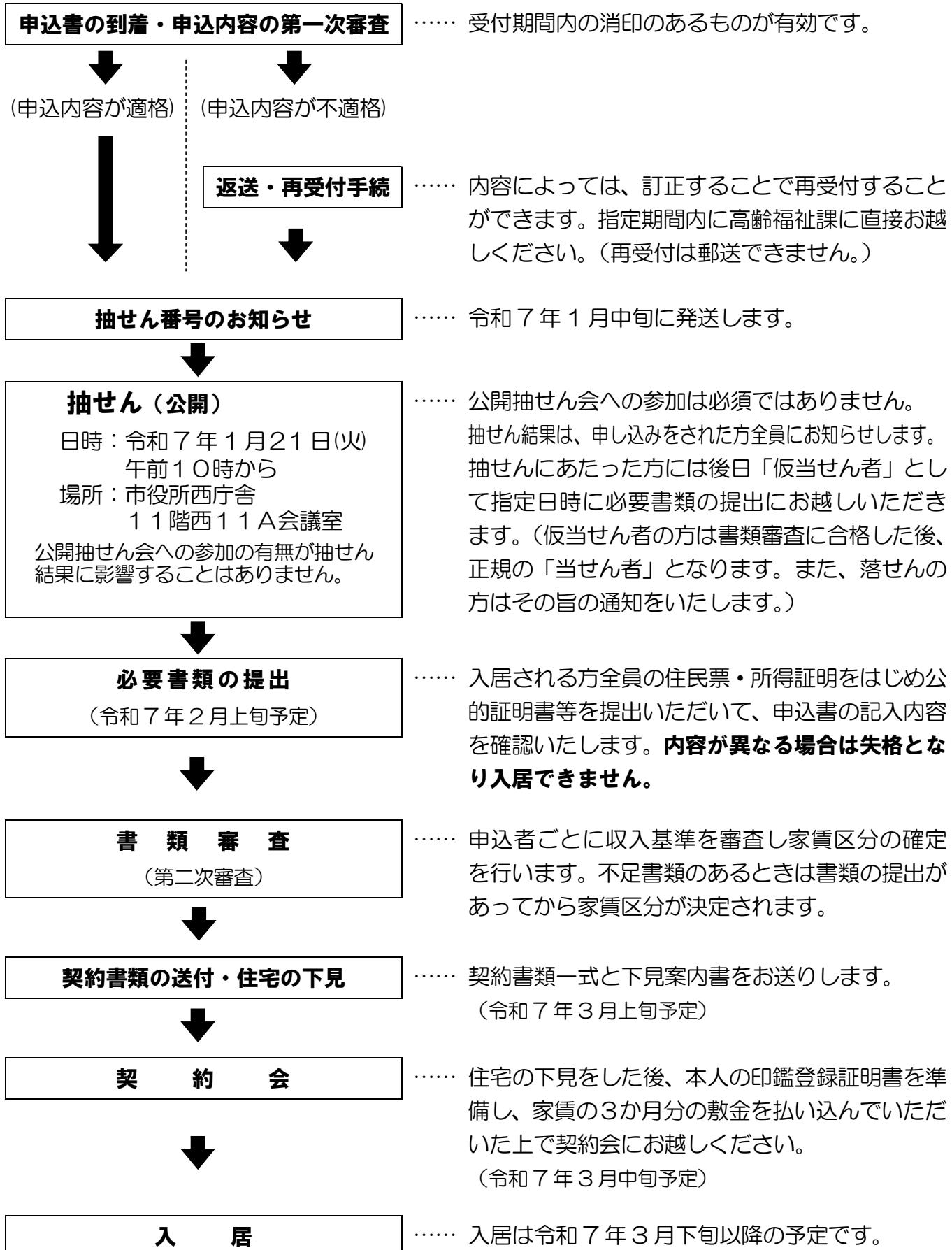
ご不明の点は、お問い合わせ窓口（このパンフレットの最後のページをご覧ください。）へご相談ください。

目 次

| | ページ |
|------------------------|-------|
| 1. 申込から入居までの流れ | 1 |
| 2. 申込資格について | 2~4 |
| 3. 申込時に使うもの | 4 |
| 4. 収入基準について | 5 |
| 4-1 申し込む際の収入とは | 5 |
| 4-2 申込書収入関係記入欄の書き方 | 6 |
| (1) 年金受給者の場合 | 6 |
| (2) 給与所得者（主にサラリーマン）の場合 | 7 |
| (3) 事業所得者等（主に自営業者）の場合 | 8 |
| (収入計算例) | 9 |
| 4-3 申込資格の有無 | 10~11 |
| 5. 申込書記入例 | 12 |
| 高齢者2人世帯の場合 | 12 |
| 高齢者単身世帯の場合 | 13 |
| 6. 募集住宅 | 14~32 |
| 7. 家賃制度について | 33 |
| 8. 敷金について | 33 |
| 9. 減額制度について | 33 |
| 10. 生活援助員の派遣について | 34 |
| 11. 入居にあたっての注意事項 | 35 |

1. 申込から入居までの流れ

申込書を郵送した後は、次のように手続きが進みます。



2. 申込資格について

申込資格は高齢者で、以下の1~9の要件すべてに該当することが必要です。

◎ 確認書類とは、抽せん後に仮当せんの方に提出していただく書類のことです。

申込書に記入した内容はこれらの公的証明で確認を必要としますので、記入時にはできるだけ確認書類と照合しながら行っていただくと間違いなどを防止できます。

万一申込書と確認書類との間で内容が異なりますと、入居できない場合がありますので、十分ご注意のうえ申込書に記入してください。

<年齢等の資格要件>

| 番号 | 申込資格要件 | 確認書類等（仮当せん後に必要） |
|----|---|--|
| 1 | 《世帯向住宅》※2DKの間取りの住宅 次のいずれかの世帯に限ります。 (1) 65歳以上の夫婦世帯 (配偶者は60歳以上であること) (2) 65歳以上の親族からなる2人世帯 (同居者は65歳以上であること) | 住民票等（続柄等の記載のある世帯全員分の住民票）、住民票が別の場合は戸籍謄本等 |
| | 《単身者向住宅》※1DKの間取りの住宅 65歳以上の単身の方 | 戸籍上配偶者がいないことを戸籍謄本等によって証明していただきます。 別居しているだけでは申込みできません。 |

※ 年齢は令和6年12月20日現在の満年齢で計算します。例えば、昭和34年12月21日生まれの方は65歳、昭和34年12月22日生まれの方は64歳となります。

※ 配偶者には内縁関係、令和7年6月30日までに婚姻予定の婚約者及びファミリーシップ宣誓者を含みます。

婚約者と申込む場合は、契約前に婚姻届受理証明等の公的証明書の提出が必要です。

※ 内縁関係の場合は、住民票に「未届の夫・妻」と記載されており、それぞれの戸籍上の配偶者のないことが戸籍謄本で確認できることが必要です。（住民票上の続柄が、「同居人」の場合は、「未届の夫・妻」とはみなしません。）

※ 親族には現に同居し、又は同居しようとする親族及び名古屋市又は愛知県ファミリーシップ制度の宣誓をされた方を含みます。

※ 名古屋市又は愛知県ファミリーシップ制度の宣誓をされた方と申し込む場合は、ファミリーシップ宣誓書記載内容等証明書が必要です。

<その他の資格要件>

| 番号 | 申込資格要件 | 確認書類等（仮当せん後に必要） |
|----|---|---|
| 2 | 申込者本人の住所地又は勤務地が名古屋市内にあること | 住民票（申込日現在での居住を確認） 在職証明書（住所地が市内にない場合） |
| 3 | ①②いずれかに該当すること ① 日常生活に支障のない程度に健常であること ② 常時の介護を必要とする場合、居宅において常時介護を受けることができること | 介護状況申立書 兼 同意書 |

| | | |
|---|--|---|
| 4 | 収入が基準の範囲内 （所得月額が214,000円以内）であること ※詳しくは、P5～P11をご覧ください | 市区町村の発行する所得証明書等 |
| 5 | 現在、何らかの理由で住宅に困っていること （入居予定家族の中に自分名義の住宅をお持ちの方がいる場合は申込みできません。） ※現在の持家を入居契約までに処分できる場合は申込みできます。 | ・現在お住まいの住宅の 賃貸借契約書又は家賃支払を証明するもの等 (物件所在地・家主・借主のわかるもの) ・持家がある場合は不動産の売買契約書・競売開始を証明するもの等を提出していただきます。 (令和7年6月30日までに売却等できない場合は辞退として取り扱います。) |
| 6 | 緊急連絡先を1人立てられること (保証人は不要です。) | 緊急連絡先になる方の承諾 (契約時には、緊急連絡先ご本人が署名捺印された「緊急連絡先届」が必要です。) |
| 7 | 申込者本人及び同居する親族等又は同居予定の親族等が暴力団員でないこと | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約していただきます。また、暴力団員であるか否かについて、必要な場合に愛知県警察本部に照会されることに同意していただきます。 |
| 8 | 申込者本人及び同居する親族等又は同居予定の親族等に市営住宅等の家賃等を滞納している方がいないこと | 基準日現在の支払い状況を確認させていただきます。 未納の家賃等がある場合は、申込み前にお支払いください。 |
| 9 | 申込者本人及び同居する親族等又は同居予定の親族等に過去3年、ただし迷惑行為により明け渡し請求を受けた方については10年（単身入居の方は5年）以内に、市営住宅等から明け渡し請求を受けて退去した方がいないこと | 仮当せん後、確認させていただきます。 (確認書類の提出は必要ありません。) |

※基準日は原則として令和6年12月20日です。申込資格や収入基準、年齢、入籍（婚約者世帯の入籍を除く）などは、基準日現在を基準として確認します。

《東日本大震災において被災された方へ》

「福島復興再生特別措置法」又は「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（子ども・被災者支援法）」の対象となる方は、入居資格の一部が緩和される場合があります。詳しくは、名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課にお問い合わせください。

なお、次のような場合は申込みできません。

| 申込みができない場合 | 注意事項 |
|-----------------------|--|
| 夫婦を分割した世帯 | 申込日現在離婚調停中又は裁判中の方及びDV被害者と認定された方は申込みできます。 |
| 親族等以外で構成された世帯 | 内縁関係、令和7年6月30日までに婚姻予定の婚約者及びファミリーシップ宣誓者とは申込みできます。 |
| 不自然な寄り合い世帯、不自然に分割した世帯 | 税法上の扶養関係のある場合は申込みできます。 |

3. 申込時に使うもの

入居申込書…申込書は黒のボールペン、万年筆でご記入ください。

- ※ **申込みは専用封筒による郵送受付のみです。(切手を貼付してください。)**
- ※ **各区役所・支所・名古屋市住宅供給公社では受付できません。**
- ※ **令和6年12月20日(金)の消印まで有効**です。期間経過後は受付できません。
投函時刻によっては翌日の消印になる場合がありますので注意してください。
- ※ 申込時に添付書類は必要ありません。必要事項をご記入のうえ申込書のみ郵送してください。

<その他の注意事項>

- ◎ **申込みは1世帯1通(1戸)に限ります。**
同一と判断される世帯、同居者を変えて2通以上申し込んだ場合、不自然に分割又は組み合わせた世帯で2通以上申し込んだ場合等はそのすべてを無効とします。
- ◎ **申込書投函後の記載内容の変更、訂正はできませんので、記載内容をよくお確かめのうえご投函ください。**
- ◎ **申込内容に不備がある場合は受付せずに申込書を返送いたします。**
その後に一定期間の「**再受付期間**」を設けていますので、再受付を希望される場合は内容を訂正のうえ高齢福祉課まで直接ご持参ください。(内容によっては再受付できない場合があります。)
- ◎ **再受付の場合は郵送の取扱いはできません。仮に郵送されても無効として取り扱います。**
- ◎ **再受付期間中に高齢福祉課にお越しにならない場合は申込みを辞退されたものとして取り扱います。**
- ◎ **年齢は令和6年12月20日現在の満年齢で計算します。**
- ◎ 収入等、入居資格については、申込時点と資格審査・入居時で変わる場合には内容により失格となる場合があります。お申込みの際は十分に注意してください。

4. 収入基準について

4-1 申し込む際の収入とは

- ◎ 申込者及び同居親族等（同居予定者を含む）のうち、**収入のある方全員の所得金額の合計**により、申込資格等の有無を判定します。
- ◎ **収入計算の対象となる収入**は、所得税法上課税の対象となる収入のうち継続的な収入をいいます。
- ①給与所得……………給与・賃金・賞与・残業手当・専従者給与など
②給与所得以外の所得…事業所得・配当所得・不動産所得など
③公的年金等……………下表参照

| 年金の種類 | 計算の対象となるもの | 計算の対象とならないもの |
|--|-------------------------|------------------------------|
| 国民年金法による年金 | 老齢基礎年金、通算老齢年金 | 障害基礎年金、遺族基礎年金 寡婦年金、老齢福祉年金 |
| 厚生年金保険法による年金 | 老齢厚生年金、通算老齢年金 | 障害厚生年金、遺族厚生年金 |
| 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、公共企業体職員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法、農林漁業団体職員共済組合法による年金 | 退職共済年金、減額退職年金 通算退職年金 | 障害共済年金、遺族共済年金 |

※上の表のほかにも「課税対象となる」公的年金等は、「収入計算の対象」となります。

- ◎ **収入計算から除外される収入**は、生活保護の扶助料・雇用保険金・傷病手当金・労災保険金・休業補償金・遺族年金をはじめとする一部年金・仕送り・給与所得者の一定額までの通勤手当などの課税されない収入等です。

<収入計算の対象となる年間収入等>

| | | |
|--------------|--|--|
| 給与所得者の収入金額 | 令和5年1月1日以前から現在まで、同一の職場に引き続き勤務している方 | 令和5年1月～令和5年12月の年間給与収入金額 |
| | 令和5年1月2日以後に現在の職場に就職し、採用の翌月から令和6年11月末までで12か月以上経っている方 | 就職した月の翌月から12か月分の給与収入金額 (残業手当 賞与等を含む) |
| | 令和5年1月2日以後に現在の職場に就職し、採用の翌月から令和6年11月末までで12か月未満の方 | (採用の翌月から令和6年11月までの) 給与収入金額(残業手当等を含む)一賞与 × 12か月分 + 賞与 就職月数(採用の翌月～令和6年11月) 二年間給与収入金額(推定) (賞与の予定分は含みません) |
| 事業所得者等の収入金額等 | 令和5年1月1日以前から現在まで、同じ事業等を引き続き営業している方 | 令和5年1月～令和5年12月の事業所得金額等 (令和5年分の所得税の確定申告書控の所得金額、市、県民税の課税の基礎となった総所得金額で確認) |
| | 令和5年1月2日以後に現在の事業等を開業し、開業の翌月から令和6年11月末までで12か月以上経っている方 | 開業等をした月の翌月から12か月分の事業所得金額等 (所得金額=収入金額-必要経費) |
| | 令和5年1月2日以後に現在の事業等を開業し、開業の翌月から令和6年11月末までで12か月未満の方 | (開業翌月から令和6年11月までの) 事業等で得た所得(収入金額-必要経費) × 12か月分 就業月数(開業の翌月～令和6年11月) 二事業所得金額等(推定) |

※申込み時点で就職していない場合や事業を廃業している場合は、収入計算から除外されることがありますので、ご相談ください。

4-2 申込書収入関係記入欄の書き方

《年金受給者の場合》

1人の方が年金・給与・自営収入を得て
いる場合は合算せず各々該当欄に記入
してください。

(1) 令和5年1月1日以前から年金を受けている方

- ①令和5年分の公的年金等の源泉徴収票を使う場合・・・「支払金額」の数字を記載します。
- ②最新の年金額改定通知書を使う場合

| 国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書 | | |
|--------------------------------------|-------------|---|
| ◎年金の種類 | 年金 | |
| ◎年金証書の 基礎年金番号・年金コード | | |
| 国 民 基 礎 年 金 | 基 本 額 | 円 |
| 支 給 停 止 額 | 円 | 円 |
| 年 金 | 額 | 円 |
| 厚 生 基 礎 年 金 保 険 | 基 本 額 | 円 |
| 支 給 停 止 額 | 円 | 円 |
| 年 金 | 額 | 円 |
| 合 計 年 金 額 | | 円 |

平成22年4月分から上記のとおり年金額が改定されましたので通知します。
令和 年 月 日

厚生労働大臣

この通知は、大切に保管してください。
なお、上記に記載された金額は、年額で表示しております。

合算のうえ記入
してください。

| 収入関係記入欄（年間金額） | | |
|---------------|--------|------|
| 給与・年金の場合 | 自営業の場合 | |
| 給与(収入) | 円 | 年間所得 |
| 年金(収入) | 円 | 円 |
| 年金の種類 | | |

- ③年金振込通知書を使う場合

| 年金振込通知書 | |
|---|-------|
| 令和 年 月 日 | 年 |
| お支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振込みを行うこととしましたので、お知らせします。 | |
| ◎年金の種類 | 年金 |
| ◎年金証書の基礎年金番号・年金コード | |
| ◎年金受給者氏名 | |
| ◎振込先 | |
| ◎年金支払額及び「年金から特別徴収する金額」(印影一欄の金額) | 年金支払額 |
| 介護保険料額 | 円 |
| 国保保険料(税)額 | 円 |
| 所得税額 | 円 |
| 個人住民税額 | 円 |
| 控除後振込額 | 円 |

※年金から特別徴収する保険料(税)額とは、介護保険料額、国民健康保険料(税)額、後期高齢者医療保険料額、個人住民税額となります。

厚生労働省
官署支出身 厚生労働省年金局事業企画課 印影

1回分ですので6倍にした
金額を記入してください。

(2) 令和5年1月2日以降に年金を受け始めた方

まず受給年金額を記入します。

受給開始の翌月分（1日受給開始でも翌月分）から**令和6年11月分**まで記入します。（収入計算例P9を参考してください。）

①その金額が12か月分以上の場合は、受給開始の翌月から12か月分（C欄の数字）

②その金額が12か月分に満たない場合

この計算式で推定の12か月分を算出してください。

$$(C\text{欄})\text{の金額} \times \text{年間受給月数} = \boxed{\text{推定12か月分の収入}} \\ (\text{受給開始の翌月～申込みの前月})$$

③なお、令和6年11月以降から受給開始になった方は、1回分の支給額×6回で算出してください。

| 収入関係記入欄（年間金額） | | |
|---------------|--------|------|
| 給与・年金の場合 | 自営業の場合 | |
| 給与(収入) | 円 | 年間所得 |
| 年金(収入) | 円 | 円 |
| 年金の種類 | | |

ここに数字と年金の種類を記入します。

（ご自分の場合を計算してみてください。）

※障害年金等計算の対象とならない年金もありますので

P5を参照してください。

《給与所得者（主にサラリーマン）の場合》

（1）令和5年1月1日以前から現在まで勤務先等が変わらない方

○令和5年分源泉徴収票を使う場合

（令和6年1月ごろに勤務先で配付済です。）

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|---|----------|--|------------|----------------------------|----------|-------------|----------|-----------------------------|-----|
| 支 払 を受ける 者 | | 住 所 又 は居 所 | | | | 愛知県名古屋市中区栄一丁目〇一〇 山田荘〇〇号 | | | | (受取者番号) | |
| | | | | | | | | | | 氏 名 (フリガナ) ナコヤ 名古屋 | |
| 種 別 | | 支 払 金 額 | | 支 払 金 額 | | 所得控除の額の 内 | | | | | |
| 給与・賞与等 | | 内 3,710,582 | | 内 2,471,400 | | 内 74 | | | | | |
| 控除対象配偶者 者の有無等 | | 扶 养 親族の 数 (配偶者を除く) | | 障害者の数 (本人を除く) | | 社 会 保 険 料 | | 生 涯 保 険 料 | | | |
| 老人 控 除 の 额 有無有無 ○ | | 特 定 老 人 その他の 人 従 人 内 人 従 人 内 人 従 人 内 人 内 | | 特 别 子の親 人 従 人 内 人 従 人 内 人 従 人 内 人 内 | | 等 の 金 額 の 控 | | 等 の 金 額 の 控 | | | |
| | | | | | | 234,222 | | | | | |
| (摘要) | | | | | | | | | | | |
| 配偶者 個人名 旧長姓 | | | | | | | | | | | |
| 未 成 年 者 | 乙 | 本 人 が障害者 特 別 そ の 他 一 般 | 寡 婦 夫 | 勞 动 学 生 | 死 亡 退 職 | 災 害 者 | 外 国 人 | 中 途 就 職 | 就 職 年 | 月 | 日 明 |
| | | | | | | | | | | | |

| 収入関係記入欄（年間金額） | |
|---------------|--------|
| 給与・年金の場合 | 自営業の場合 |
| 給与(収入) 円 | 年間所得 |
| 年金(収入) 円 | 円 |
| 年金の種類 | |

支払金額の数字をここに記入します。

（2）令和5年1月2日以降に就職・転職された方

まず支給された金額を記入します。

| | 給 与 手 当 | 賞 与 | 合 計 |
|-------|---------|-----|-----|
| 年 月 分 | | | |
| 年 月 分 | | | |
| 年 月 分 | | | |
| 年 月 分 | | | |
| 年 月 分 | | | |
| 年 月 分 | | | |
| 年 月 分 | | | |
| 年 月 分 | | | |
| 年 月 分 | | | |
| 年 月 分 | | | |
| 年 月 分 | | | |
| か月分 A | B | C | |

（ご自分の場合を計算してみてください。）

採用の翌月分（1日採用でも翌月分）から令和6年11月分まで記入します。（収入計算例P9を参考にしてください。）

※一定額までの通勤手当など課税対象外の手当は記入しないでください。

①その金額が12か月分以上の場合は採用の翌月から12か月分（C欄の数字）

②その金額が12か月分に満たない場合

この計算式で推定の12か月分を算出してください。

$$\frac{(\text{A欄}) \text{の金額}}{\text{支給月数}} \times 12 + (\text{B欄}) = \boxed{\text{推定}12\text{か月}\text{分の収入}}$$

(採用の翌月～申込みの前月) 予定分は含まないこと

③令和6年11月以降に就職された方は、1か月の支払予定額×12で算出してください。

| 収入関係記入欄（年間金額） | |
|---------------|--------|
| 給与・年金の場合 | 自営業の場合 |
| 給与(収入) 円 | 年間所得 |
| 年金(収入) 円 | 円 |

ここに数字を記入します。

《事業所得者等（主に自営業者）の場合》

（1）令和5年1月1日以前から現在まで事業が変わらない方

○令和5年分の確定申告控を使う場合

（令和6年2月～3月に税務署に提出する書類です。）

| | | | | | | | | |
|------------------|------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| 所 得 金 額 | 事 業 等 | ① | | | | | | |
| | 農 業 | ② | | | | | | |
| | 不 動 産 | ③ | | | | | | |
| | 利 子 | ④ | | | | | | |
| | 配 当 | ⑤ | | | | | | |
| | 給 与 | ⑥ | | | | | | |
| | 雜 | ⑦ | | | | | | |
| | 総合譲渡・一時 + { (+) × 1/2 } | ⑧ | | | | | | |
| | 合 計 | ⑨ | | | | | | |

| 収入関係記入欄（年間金額） | |
|---------------|--------|
| 給与・年金の場合 | 自営業の場合 |
| 給与(収入) 円 | 年間所得 |
| 年金(収入) 円 | 円 |
| 年金の種類 | |

ここに数字を記入します。

（2）令和5年1月2日以降に現在の事業を始めた方

まず収支金額を記入します。

| | 総売上 | 総経費 | 総所得 |
|-------|-----|-----|-----|
| 年 月 分 | | | |
| 年 月 分 | | | |
| 年 月 分 | | | |
| 年 月 分 | | | |
| 年 月 分 | | | |
| 年 月 分 | | | |
| 年 月 分 | | | |
| 年 月 分 | | | |
| 年 月 分 | | | |
| 年 月 分 | | | |
| か月分 | A | B | C |

（ご自分の場合を計算してみてください。）

開業の翌月分（1日開業でも翌月分）から**令和6年11月分**まで記入します。（収入計算例P9を参考にしてください）

①その金額が12か月分以上の場合は、開業の翌月から12か月分（C欄の数字）

②その金額が12か月分に満たない場合

この計算式で推定の12か月分を算出してください。

$$(C\text{欄})\text{の金額} \times 12 = \boxed{\text{推定12か月分の所得}}$$

(開業の翌月～申込みの前月)

③なお、令和6年11月以降から現在の事業を始めた方は、1か月分の（総売上－総経費）×12で算出してください。

| 収入関係記入欄（年間金額） | |
|---------------|--------|
| 給与・年金の場合 | 自営業の場合 |
| 給与(収入) 円 | 年間所得 |
| 年金(収入) 円 | 円 |
| 年金の種類 | |

ここに数字を記入します。

(収入計算例)

《年金受給者》(2) 令和5年1月2日以降に年金を受け始めた方

受給開始が令和6年3月1日の場合

| | 年金種類A | 年金種類B | 年金受給総額 |
|----------------------------|-----------|-----------|-------------|
| (令和6年3月1日受給なので令和6年4月分から記入) | | | |
| 6年4月分 | 70,000 | 210,000 | 280,000 |
| 支給されない月 | | | |
| 6年6月分 | 70,000 | 210,000 | 280,000 |
| 支給されない月 | | | |
| 6年8月分 | 70,000 | 210,000 | 280,000 |
| 支給されない月 | | | |
| 6年10月分 | 70,000 | 210,000 | 280,000 |
| 支給されない月 | | | |
| (令和6年12月募集なので令和6年11月分まで記入) | | | |
| 4回分 | A 280,000 | B 840,000 | C 1,120,000 |

計算式に入れると

C

$$\frac{1,120,000\text{円}}{4\text{回分}} \times 6\text{回分} = 1,680,000\text{円}$$

〈ここに注意〉

12か月に満たない数字（ここではC欄の金額）で記入したりすることのないように、注意してください。

| 収入関係記入欄（年間金額） | |
|--------------------|--------|
| 給与・年金の場合 | 自営業の場合 |
| 給与(収入) 円 | 年間所得 |
| 年金(収入) 1,680,000 円 | |
| 年金の種類 老齢基礎年金 | 円 |

《給与所得者（主にサラリーマン）》(2) 令和5年1月2日以降に就職・転職された方

採用が令和6年3月1日の場合

| | 給与・手当 | 賞与 | 合計 |
|----------------------------|-------------|-----------|-------------|
| (令和6年3月1日採用なので令和6年4月分から記入) | | | |
| 6年4月分 | 100,000 | | 100,000 |
| 6年5月分 | 250,000 | | 250,000 |
| 6年6月分 | 250,000 | | 250,000 |
| 6年7月分 | 200,000 | 400,000 | 600,000 |
| 6年8月分 | 200,000 | | 200,000 |
| 6年9月分 | 200,000 | | 200,000 |
| 6年10月分 | 200,000 | | 200,000 |
| 6年11月分 | 250,000 | | 250,000 |
| (令和6年12月募集なので令和6年11月分まで記入) | | | |
| 8か月分 | A 1,650,000 | B 400,000 | C 2,050,000 |

計算式に入れると

$$\frac{1,650,000\text{円}}{8\text{か月}} \times 12 + 400,000\text{円} = 2,875,000\text{円}$$

〈ここに注意〉

12か月に満たない数字（ここではC欄の金額）で記入したりすることのないように、注意してください。

| 収入関係記入欄（年間金額） | |
|-------------------|--------|
| 給与・年金の場合 | 自営業の場合 |
| 給与(収入) 2,875,000円 | 年間所得 |
| 年金(収入) 円 | 円 |
| 年金の種類 | |

《事業所得者等（主に自営業者）》(2) 令和5年1月2日以降に現在の事業を始めた方

開業が令和6年3月1日の場合

| | 総売上 | 総経費 | 総所得 |
|----------------------------|-------------|-------------|-------------|
| (令和6年3月1日開業なので令和6年4月分から記入) | | | |
| 6年4月分 | 550,000 | 280,000 | 270,000 |
| 6年5月分 | 500,000 | 290,000 | 210,000 |
| 6年6月分 | 540,000 | 300,000 | 240,000 |
| 6年7月分 | 450,000 | 250,000 | 200,000 |
| 6年8月分 | 390,000 | 150,000 | 240,000 |
| 6年9月分 | 520,000 | 260,000 | 260,000 |
| 6年10月分 | 480,000 | 220,000 | 260,000 |
| 6年11月分 | 620,000 | 380,000 | 240,000 |
| (令和6年12月募集なので令和6年11月分まで記入) | | | |
| 8か月分 | A 4,050,000 | B 2,130,000 | C 1,920,000 |

計算式に入れると

$$\frac{1,920,000\text{円}}{8\text{か月}} \times 12 = 2,880,000\text{円}$$

〈ここに注意〉

12か月に満たない数字（ここではC欄の金額）で記入したりすることのないように、注意してください。

| 収入関係記入欄（年間金額） | |
|---------------|-------------|
| 給与・年金の場合 | 自営業の場合 |
| 給与(収入) 円 | 年間所得 |
| 年金(収入) 円 | 2,880,000 円 |
| 年金の種類 | |

4－3 申込資格の有無

① 収入を所得へ換算する

〈給与所得の場合〉

収入金額から所得金額を計算する方法（給与所得以外の所得にはこの計算式は使用できません）

| 給与収入金額(P 7で得られた金額) | 給与にかかる所得金額 Ⓐ |
|---------------------------|----------------------------|
| 651,000円未満 | 0円 |
| 651,000円以上～1,619,000円未満 | 給与収入金額－650,000円 |
| 1,619,000円以上～1,620,000円未満 | 969,000円 |
| 1,620,000円以上～1,622,000円未満 | 970,000円 |
| 1,622,000円以上～1,624,000円未満 | 972,000円 |
| 1,624,000円以上～1,628,000円未満 | 974,000円 |
| 1,628,000円以上～1,800,000円未満 | 端数処理をします（説明は下にあります。） |
| 1,800,000円以上～3,600,000円未満 | 端数処理後の年間総収入金額×0.6 |
| 3,600,000円以上～6,600,000円未満 | 端数処理後の年間総収入金額×0.7～180,000円 |
| 6,600,000円以上～8,500,000円未満 | 端数処理後の年間総収入金額×0.8～540,000円 |
| 8,500,000円以上 | 給与収入金額×0.9－1,200,000円 |
| | 給与収入金額－2,050,000円 |

【端数処理の方法】

(例) 2,831,597円の場合

①年間総収入金額を4,000で割って小数点以下を切り捨てる。 → ① $2,831,597 \div 4,000 = 707.899\cdots$

②①で算出した数字に4,000を掛ける。 → ② $707 \times 4,000 = 2,828,000$

●2,828,000円を端数処理後の
給与収入金額とします。

〈事業所得等の場合〉

P 8で得られた金額を事業所得金額等としてそのまま使用します。 → Ⓛ

〈公的年金等の場合〉

公的年金等については、下記の表により年間総所得金額を算出してください。

| 受給者の年齢 | 公的年金等の年間総収入金額(A) | 年金にかかる所得金額 Ⓒ |
|---------|-------------------|----------------------|
| 65歳以上の方 | 330万円未満 | (A) －1,200,000円 |
| | 330万円以上 410万円未満 | (A) ×0.75－ 375,000円 |
| | 410万円以上 770万円未満 | (A) ×0.85－ 785,000円 |
| | 770万円以上 1,000万円未満 | (A) ×0.95－1,555,000円 |
| | 1,000万円以上 | (A) －2,055,000円 |
| 65歳未満の方 | 130万円未満 | (A) － 700,000円 |
| | 130万円以上 410万円未満 | (A) ×0.75－ 375,000円 |
| | 410万円以上 770万円未満 | (A) ×0.85－ 785,000円 |
| | 770万円以上 1,000万円未満 | (A) ×0.95－1,555,000円 |
| | 1,000万円以上 | (A) －2,055,000円 |

※所得税法における公的年金等に係る雑所得の金額とは異なる場合があります。

(注) 65歳未満であるかどうかの判定は、令和6年1月1日現在の満年齢によります。

② 得られた所得を合算する Ⓛ+ⓑ+ⓒ=ⓓ

- ・給与所得(Ⓐ)、事業所得等(Ⓑ)、公的年金等(Ⓒ)のいずれかのみがある方は、その金額が総所得金額(Ⓓ)となります。
- ・Ⓐ～Ⓒのうち複数の所得がある方は、それらの所得を合算した金額が総所得金額(Ⓓ)となります。
(例えば、給与と課税対象年金の両方を受けている場合や、自営業と会社勤めの両方で収入を得ている場合が該当します。)

※ ここで計算された総所得金額(Ⓓ)は、所得税法における所得の金額とは異なる場合があります。

③世帯全員の総所得金額を算出する ①(1人目) + ①(2人目) = ②

- ・単身世帯又は所得のある方が1人の世帯は、②で得られた金額が世帯全員の総所得金額（②）となります。
- ・所得のある方が2人いる世帯は、所得のある方それぞれについて総所得金額（②）を計算します。
所得のある方全員の②を合計した金額が、世帯全員の総所得金額（②）となります。
(例えば、夫婦が共働きの場合が該当します。)



④必要な控除をし、12で割って 平均所得月額 を算出し、収入基準を確認する。

| 申込者及び同居親族の所得金額の合計 | | 同居・扶養親族数（申込者は含まれません） | 平均所得月額 | | | | | | |
|---|---------------------|--------------------------------|---|------|------|-------------|--------|------------|--------|
| $\textcircled{E} \text{ 円} - \left(38\text{万円} \times \boxed{\text{人}} + \boxed{\text{円}} \right)$ | | $\div 12 = \boxed{\text{円}}$ | | | | | | | |
| | ↑ 一般控除 (下表1、2参照) | ↑ 特別控除 該当する方のみ (下表3~8参照) | <table border="1"> <tr> <th>所得月額</th> <th>申込資格</th> </tr> <tr> <td>0円~214,000円</td> <td>申込資格あり</td> </tr> <tr> <td>214,001円以上</td> <td>申込資格なし</td> </tr> </table> | 所得月額 | 申込資格 | 0円~214,000円 | 申込資格あり | 214,001円以上 | 申込資格なし |
| 所得月額 | 申込資格 | | | | | | | | |
| 0円~214,000円 | 申込資格あり | | | | | | | | |
| 214,001円以上 | 申込資格なし | | | | | | | | |

| 用語 | | 範囲 | | 控除額 (1人につき年間) | |
|------|----------------|---|-------|---|------|
| 一般控除 | 1. 同居親族 | 申込者本人以外の配偶者又は親族で、いっしょに市営住宅に入居しようとする方（例）妻・子ども・父・母など | | 38万円 | |
| | 2. 同居していない扶養親族 | 市営住宅に入居しないが、所得税法上の扶養親族である方（仕送りをしているだけでは、扶養親族になっていない場合が多いですから注意してください） | | 38万円 | |
| 特別控除 | 3. 老人扶養親族 | 扶養親族で70歳以上の方 | | 10万円 | |
| | 4. 老人配偶者 | 同一生計配偶者で70歳以上の方 | | 10万円 | |
| | 5. その他の扶養親族 | 扶養親族で16歳以上23歳未満の方（同一生計配偶者は除く） | | 25万円 | |
| 障害者 | 6. 障害者 | 申込者本人又は1、2の方で次に該当する方 | 特別障害者 | 身体障害者手帳1・2級所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、愛護手帳1・2度所持者、戦傷病者手帳特別項症～第3項症所持者、被爆者健康手帳所持者のうち厚生労働大臣の認定患者 他 | 40万円 |
| | | | 障害者 | 身体障害者手帳3～6級所持者、精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者、愛護手帳3・4度所持者、戦傷病者手帳第4項症～第4目症所持者 他 | 27万円 |
| 控除 | 7. 寡婦 | 申込者本人あるいは同居親族で所得税法上の寡婦に該当する方 | | 27万円以上の所得がある方 27万円 | |
| | | | | 27万円未満の所得がある方 その所得額 | |
| ひとり親 | 8. ひとり親 | 申込者本人あるいは同居親族で所得税法上的一人親に該当する方 | | 35万円以上の所得がある方 35万円 | |
| | | | | 35万円未満の所得がある方 その所得額 | |

(注1) 扶養親族でない方（収入のある方）で同居しようとする方や婚約者の方も、同居親族に含まれます。
(申込者本人を除きます。)

(注2) 扶養親族、老人扶養親族、同一生計配偶者、寡婦、ひとり親はいずれも所得税法上に規定されている方です。

(注3) 障害者に該当する方については、必ず申込書備考欄にその旨（身体障害者手帳1級など）を記入してください。

(注4) 年齢は令和6年12月20日現在の満年齢で計算します。

5. 申込書記入例

……申込書は黒のボールペン、万年筆でご記入ください。

高齢者2人世帯の場合

第1号様式

入居申込書

(宛先)名古屋市長

下記のとおり、名古屋市営住宅への入居の申込みをします。申込みの内容が事実と相違するときは申込みを無効とされても異議を申しません。

なお、入居を希望する世帯員が暴力団員でないことを誓約します。また、名古屋市営住宅条例の規定により、暴力団員であるかについて、愛知県警察本部長に意見を聞くことに同意し、その結果、入居後に暴力団員であることが判明したときは、速やかに当該市営住宅を引け渡すことを誓約します。

郵便番号は必ず記入してください。

フリガナを必ず記入してください。

世帯向住宅を申込む場合は、世帯向に○をつけてください。

（申込者の住所等、連絡先）

（郵便番号） 440-0001

（フリガナ） ナゴヤシヒガシイズミ

（住所） 名古屋市東区泉一丁目〇番△号
ナゴヤ

ハイツ名古屋 303号

（フリガナ） ナゴヤ タロウ

（電話番号） 必ずご記入ください

（氏名） 名古屋 太郎

052-972-0090

希望する住宅名と部屋番号を記入してください。

電話番号は必ず記入してください。

申込住宅名()シルバー住宅()号

種類 単身者向・世帯向

フリガナ ナゴヤ タロウ 生年月日

氏名 名古屋 太郎 明治・大正・昭和

入居を希望する世帯員

本人 職業 会社員 収入関係記入欄(年間金額)

給与・年金の場合 自営業の場合

給与(収入) 1,500,000円 年間所得

年金(収入) 1,000,000円 円

年金の種類 老齢年金 円

申込者本人の勤務先 (勤務先名称) (所在地)

フリガナ ナゴヤ ハナコ 生年月日

氏名 名古屋 花子 明治・大正・昭和

入居を希望する世帯員

妻 職業 妻 収入関係記入欄(年間金額)

給与・年金の場合 自営業の場合

給与(収入) 円 年間所得

年金(収入) 円 円

年金の種類 円

無職である場合は、職業欄に「無職」と記入してください。

申込者本人とご自宅の名前には
フリガナを書いてください。

希望する住宅名と部屋番号を記入し、
種類に丸をつけてください。

記入方法は6~9ページを参照してください。

該当するものを○でかこんでください

現在あなたが住んでいるところ

1. 親族(持家)と同居
2. 親族(借家)と同居
3. 持家
4. 一戸建借家
5. 長屋建借家
6. 木造・簡易耐火2階建民間アパート
7. 中高層民間アパート
8. 公団公社賃貸住宅
9. 市営・県営住宅
10. 寮
11. 社宅・官舎
12. 間借
13. その他()

住宅に困っている理由

1. 住宅以外の建物又は場所に居住している
2. 危険又は衛生上有害なところに居住している
3. 住宅が狭い
4. 通勤・通院等に不便である
5. 家賃が過大である
6. 正当な立退要求を受けている
7. 婚約中だが住宅がないため困っている
8. 結婚により新たに住宅が必要である
9. 現在間借りで独立した住宅に住みたい
10. その他()

ご自分の現在の状況をご記入ください。

身体障害者手帳、愛護手帳等の所持者はその程度を記入してください。

備考
名古屋 太郎 身体障害者手帳4級

高齢者単身世帯の場合

第1号様式

入居申込書

(宛先)名古屋市長

下記のとおり、名古屋市営住宅への入居の申込みをします。申込みの内容が事実と相違するときは申込みを無効とされても異議を申しません。

なお、入居を希望する世帯員が暴力団員でないことを誓約します。また、名古屋市営住宅条例の規定により、暴力団員であるかについて、愛知県警察本部長に意見を聞くことに同意し、その結果、入居後に暴力団員であることが判明したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡すことを誓約します。

(申込者の住所等、連絡先)

フリガナを必ず記入してください。

(郵便番号) 460-0001

(フリガナ) ナゴヤシヒガシタウン

(住所) 名古屋市東区東一丁目〇番△号
ナゴヤ

ハイツ名古屋 303号

(フリガナ) ナゴヤ タロウ (電話番号) 必ずご記入ください

(氏名) 名古屋 太郎 052-972-0000

郵便番号は必ず記入してください。

単身者向住宅を申込む場合は、単身者向に○をつけてください。

希望する住宅名と部屋番号を記入してください。

電話番号は必ず記入してください。

種類を選択してください。

申込住宅名()シルバー住宅()号
種類 単身者向・世帯向

無職である場合は、職業欄に「無職」と記入してください。

申込者本人と白髪染めの名前は
フリガナを書いてください

記入方法は6~9ページを参照してください。

| | | | |
|-----------|---------|-------------------|------------|
| フリガナ | ナゴヤ タロウ | 生年月日 | 明治・大正・昭和 |
| 氏名 | 名古屋 太郎 | 15年4月25日 | |
| 続柄 | 職業 | 収入関係記入欄(年間金額) | |
| 本人 | 無職 | 給与・年金の場合 | 自営業の場合 |
| | | 給与(収入) 円 | 年間所得 円 |
| | | 年金(収入) 1,000,000円 | 年金の種類 老齢年金 |
| 申込者本人の勤務先 | (勤務先名称) | (所在地) | |
| フリガナ | 生年月日 | 明治 大正 昭和 | 年月日 |
| 氏名 | | | |
| 続柄 | 職業 | 収入関係記入欄(年間金額) | |
| | | 給与・年金の場合 | 自営業の場合 |
| | | 給与(収入) 円 | 年間所得 |
| | | 年金(収入) 円 | 年金の種類 |

ご自分の現在の状況をご記入ください。

該当するものを○でかこんでください

現在あなたが住んでいるところ

1. 親族(持家)と同居
2. 親族(借家)と同居
3. 持家
4. 一戸建借家
5. 長屋建借家
6. 木造・簡易耐火2階建民間アパート
7. 中高層民間アパート
8. 公団公社賃貸住宅
9. 市営・県営住宅
10. 寄
11. 社宅・官舎
12. 間借
13. その他()

住宅に困っている理由

1. 住宅以外の建物又は場所に居住している
2. 危険又は衛生上有害なところに居住している
3. 住宅が狭い
4. 通勤・通院等に不便である
5. 家賃が過大である
6. 正当な立退要求を受けている
7. 婚約中だが住宅がないため困っている
8. 結婚により新たに住宅が必要である
9. 現在間借りで独立した住宅に住みたい
10. その他()

身体障害者手帳、愛護手帳等の所持者はその程度を記入してください。

備考

名古屋 太郎 身体障害者手帳4級

6. 募集住宅

①希望ヶ丘シルバー住宅（単身者向 1 戸）

（単位：円）

| | |
|-------------------|---------------------|
| 住宅名 | 希望ヶ丘 |
| 部屋番号 | 304号 |
| 種別 | 単身者向 |
| 所在地 | 千種区希望ヶ丘2丁目3番10号 |
| もよりの交通機関 | 地下鉄名城線 自由ヶ丘（約0.4km） |
| 入居開始 | 平成9年 |
| エレベーター | 有 |
| 階／階建 | 3階／6階建 |
| 所得月額区分による家賃 | |
| Ⓐ 0～104,000 | 20,200 |
| Ⓑ 104,001～123,000 | 23,400 |
| Ⓒ 123,001～139,000 | 26,700 |
| Ⓓ 139,001～158,000 | 30,200 |
| Ⓔ 158,001～186,000 | 34,500 |
| Ⓕ 186,001～214,000 | 39,800 |

※家賃は令和6年度の家賃です。

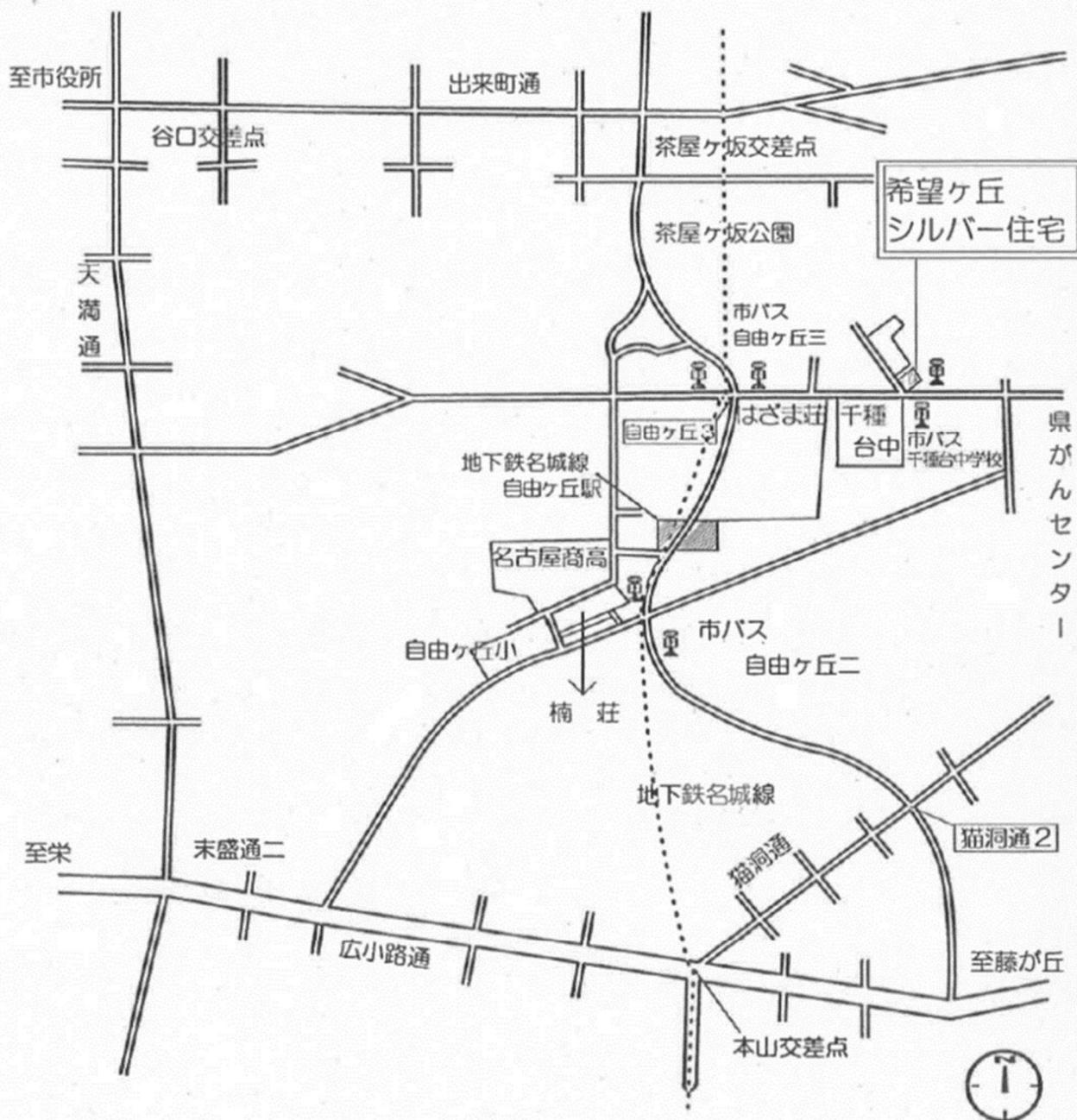
参考

(平面図)

単身者向住宅（1DK）



<付近図>



②はざまシルバー住宅 (単身者向1戸)

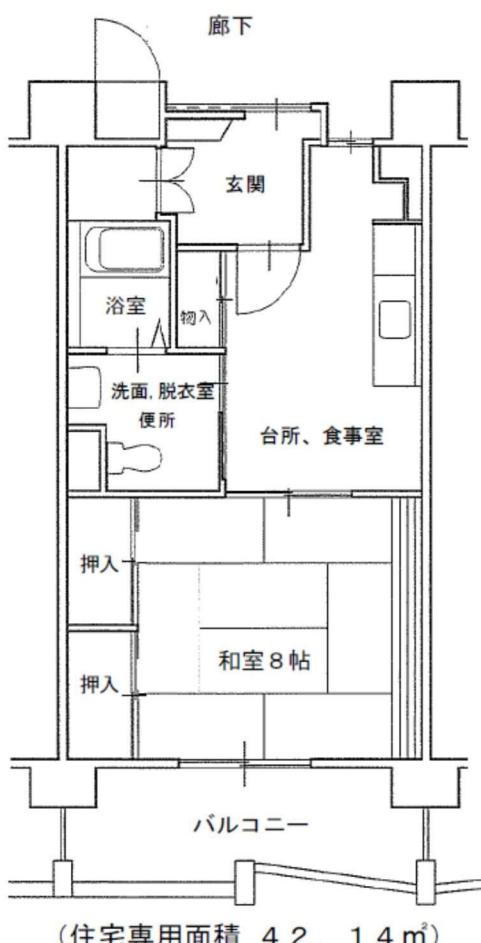
(単位:円)

| | |
|-------------------|---------------------|
| 住 宅 名 | はざま |
| 部 屋 番 号 | 104号 |
| 種 別 | 単身者向 |
| 所 在 地 | 千種区自由ヶ丘3丁目1番4 |
| も よ り の 交 通 機 関 | 地下鉄名城線 自由ヶ丘(約0.2km) |
| 入 居 開 始 | 平成12年 |
| エ レ ベ ー タ ー | 有 |
| 階 / 階 建 | 1階/6階建 |
| 所得月額区分による家賃 | |
| Ⓐ 0~104,000 | 20,500 |
| Ⓑ 104,001~123,000 | 23,700 |
| Ⓒ 123,001~139,000 | 27,100 |
| Ⓓ 139,001~158,000 | 30,500 |
| Ⓔ 158,001~186,000 | 34,900 |
| Ⓕ 186,001~214,000 | 40,300 |

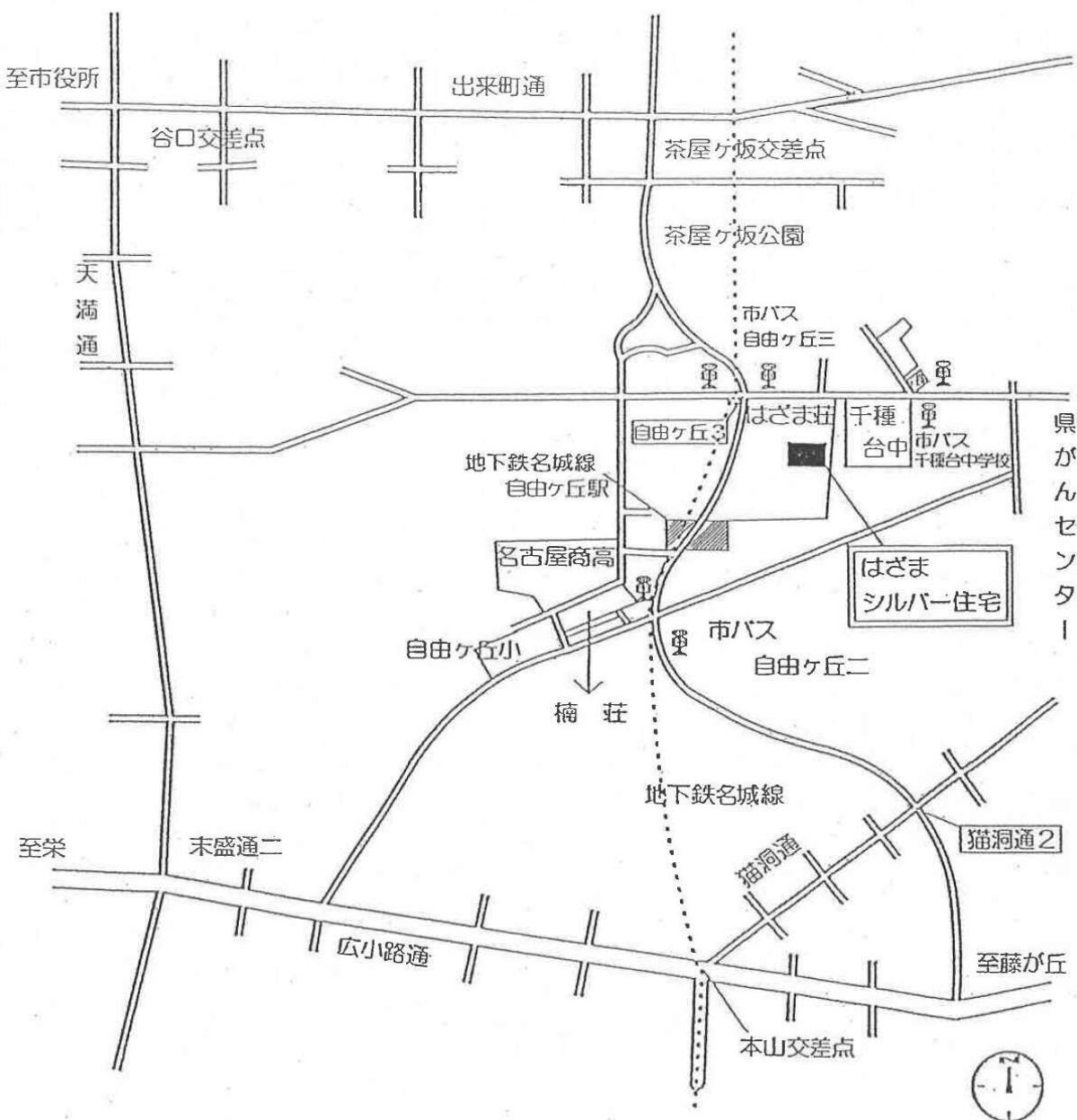
※家賃は令和6年度の家賃です。

参 考
(平面図)

単身者向住宅(1DK)



<付近図>



③平田シルバー住宅（世帯向1戸）

(単位：円)

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|-------------|--------|-------------------|--------|-------------------|--------|-------------------|--------|-------------------|--------|-------------------|--------|
| 住宅名 | 平田 | | | | | | | | | | | | |
| 部屋番号 | 109号 | | | | | | | | | | | | |
| 種別 | 世帯向 | | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | 西区中沼町235番地 | | | | | | | | | | | | |
| もよりの交通機関 | 市バス 平田住宅（約0.1km） | | | | | | | | | | | | |
| 入居開始 | 平成28年 | | | | | | | | | | | | |
| エレベーター | 有 | | | | | | | | | | | | |
| 階／階建 | 1階／6階建 | | | | | | | | | | | | |
| 所得月額区分による家賃 | <table border="1"> <tr> <td>Ⓐ 0～104,000</td> <td>26,400</td> </tr> <tr> <td>Ⓑ 104,001～123,000</td> <td>30,500</td> </tr> <tr> <td>Ⓒ 123,001～139,000</td> <td>34,800</td> </tr> <tr> <td>Ⓓ 139,001～158,000</td> <td>39,300</td> </tr> <tr> <td>Ⓔ 158,001～186,000</td> <td>44,900</td> </tr> <tr> <td>Ⓕ 186,001～214,000</td> <td>51,800</td> </tr> </table> | Ⓐ 0～104,000 | 26,400 | Ⓑ 104,001～123,000 | 30,500 | Ⓒ 123,001～139,000 | 34,800 | Ⓓ 139,001～158,000 | 39,300 | Ⓔ 158,001～186,000 | 44,900 | Ⓕ 186,001～214,000 | 51,800 |
| Ⓐ 0～104,000 | 26,400 | | | | | | | | | | | | |
| Ⓑ 104,001～123,000 | 30,500 | | | | | | | | | | | | |
| Ⓒ 123,001～139,000 | 34,800 | | | | | | | | | | | | |
| Ⓓ 139,001～158,000 | 39,300 | | | | | | | | | | | | |
| Ⓔ 158,001～186,000 | 44,900 | | | | | | | | | | | | |
| Ⓕ 186,001～214,000 | 51,800 | | | | | | | | | | | | |

※家賃は令和6年度の家賃です。

参考
(平面図)

世帯向住宅（2DK）



(住居専用面積 54.00m²)

<付近図>



④小城シルバー住宅（単身者向1戸）

（単位：円）

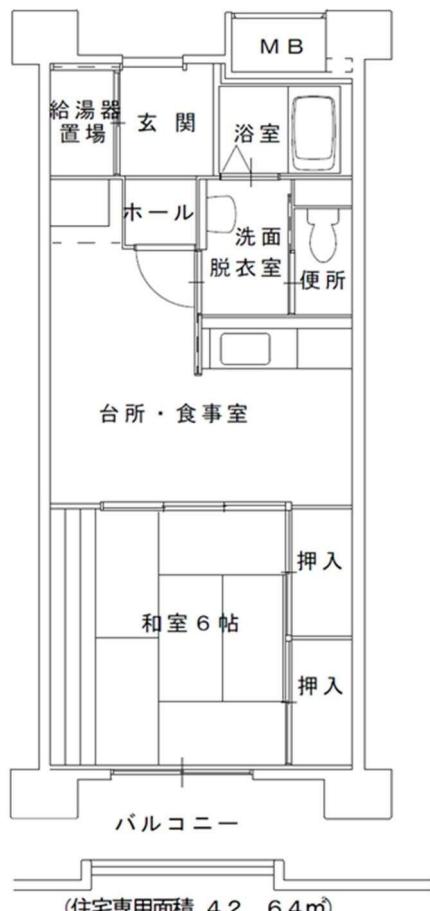
| | | |
|-----------------|-------------------|--------|
| 住 宅 名 | 小城 | |
| 部 屋 番 号 | 103号 | |
| 種 別 | 単身者向 | |
| 所 在 地 | 中川区小城町1丁目1番地の17 | |
| も よ り の 交 通 機 関 | あおなみ線 南荒子（約0.4km） | |
| 入 居 開 始 | 平成16年 | |
| エ レ ベ ー タ ー | 有 | |
| 階 ／ 階 建 | 1階／4階建 | |
| 所得月額区分による家賃 | Ⓐ 0～104,000 | 20,200 |
| | Ⓑ 104,001～123,000 | 23,300 |
| | Ⓒ 123,001～139,000 | 26,600 |
| | Ⓓ 139,001～158,000 | 30,000 |
| | Ⓔ 158,001～186,000 | 34,300 |
| | Ⓕ 186,001～214,000 | 39,600 |

※家賃は令和6年度の家賃です。

参 考

(平面図)

单身者向住宅（1DK）



<付近図>



この住宅は、あおなみ線、JR貨物鉄道路線及び貨物ターミナル駅が近接しており、
列車の通過音及びターミナル駅の作業音等が予想されますのでご承知ください。

⑤小城南シルバー住宅（世帯向1戸 単身者向2戸）

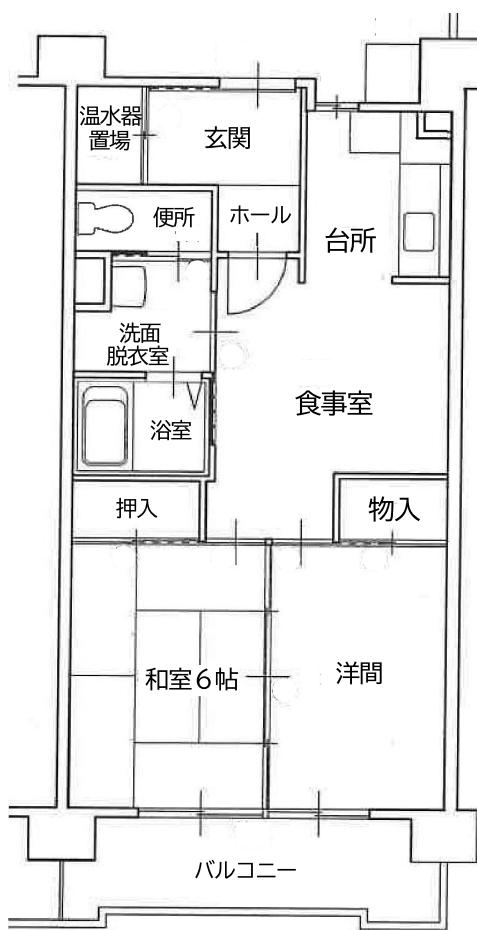
(単位：円)

| | | | | |
|-----------------|-------------------|--------|--------|--|
| 住 宅 名 | 小城南 | | | |
| 部 屋 番 号 | 401号 | 103号 | 303号 | |
| 種 別 | 世帯向 | 単身者向 | | |
| 所 在 地 | 中川区若山町1丁目1番地の1 | | | |
| も よ り の 交 通 機 関 | あおなみ線 南荒子（約0.3km） | | | |
| 入 居 開 始 | 平成21年 | | | |
| エ レ ベ ー タ ー | 有 | | | |
| 階 ／ 階 建 | 4階／8階建 | 1階／8階建 | 3階／8階建 | |
| 所得月額区分による家賃 | Ⓐ 0～104,000 | 25,300 | 20,700 | |
| | Ⓑ 104,001～123,000 | 29,200 | 23,900 | |
| | Ⓒ 123,001～139,000 | 33,400 | 27,400 | |
| | Ⓓ 139,001～158,000 | 37,600 | 30,900 | |
| | Ⓔ 158,001～186,000 | 43,000 | 35,300 | |
| | Ⓕ 186,001～214,000 | 49,600 | 40,700 | |

*家賃は令和6年度の家賃です。

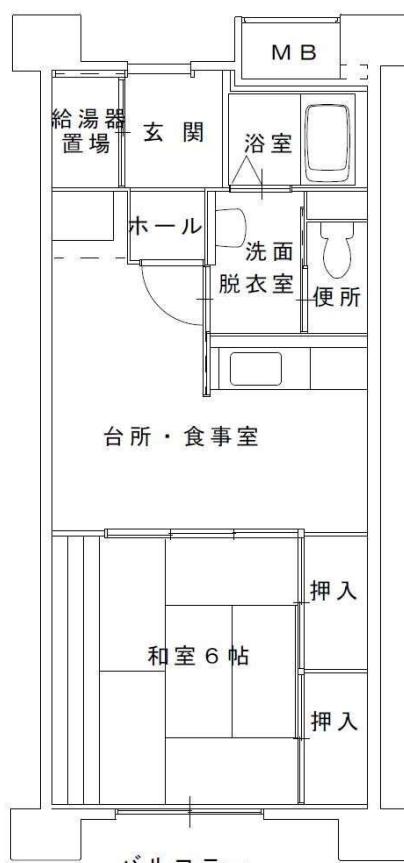
参 考
(平面図)

世帯向住宅（2LDK）



(住居専用面積 51.97m²)

单身者向住宅（1DK）



(住居専用面積 42.64m²)

<付近図>



この住宅は、あおなみ線、JR貨物鉄道路線及び貨物ターミナル駅が近接しており、
列車の通過音及びターミナル駅の作業音等が予想されますのでご承知ください。

⑥神宮寺シルバー住宅（世帯向1戸 単身者向1戸）

(単位：円)

| | | | |
|-------------|--|--|--|
| 住 宅 名 | 神宮寺 | | |
| 部 屋 番 号 | 705号 | 502号 | |
| 種 別 | 世帯向 | 単身者向 | |
| 所 在 地 | 港区神宮寺二丁目201番地 | | |
| もよりの交通機関 | 市バス 神宮寺小学校（約0.1km） | | |
| 入 居 開 始 | 平成13年 | | |
| エ レ ベ ー タ ー | 有 | | |
| 階 / 階 建 | 7階／7階建 | 5階／7階建 | |
| 所得月額区分による家賃 | Ⓐ 0～104,000 Ⓑ 104,001～123,000 Ⓒ 123,001～139,000 Ⓓ 139,001～158,000 Ⓔ 158,001～186,000 Ⓕ 186,001～214,000 | 23,400 27,000 30,800 34,800 39,800 45,900 | 19,400 22,400 25,600 28,900 33,100 38,200 |

※家賃は令和6年度の家賃です。

参 考
(平面図)

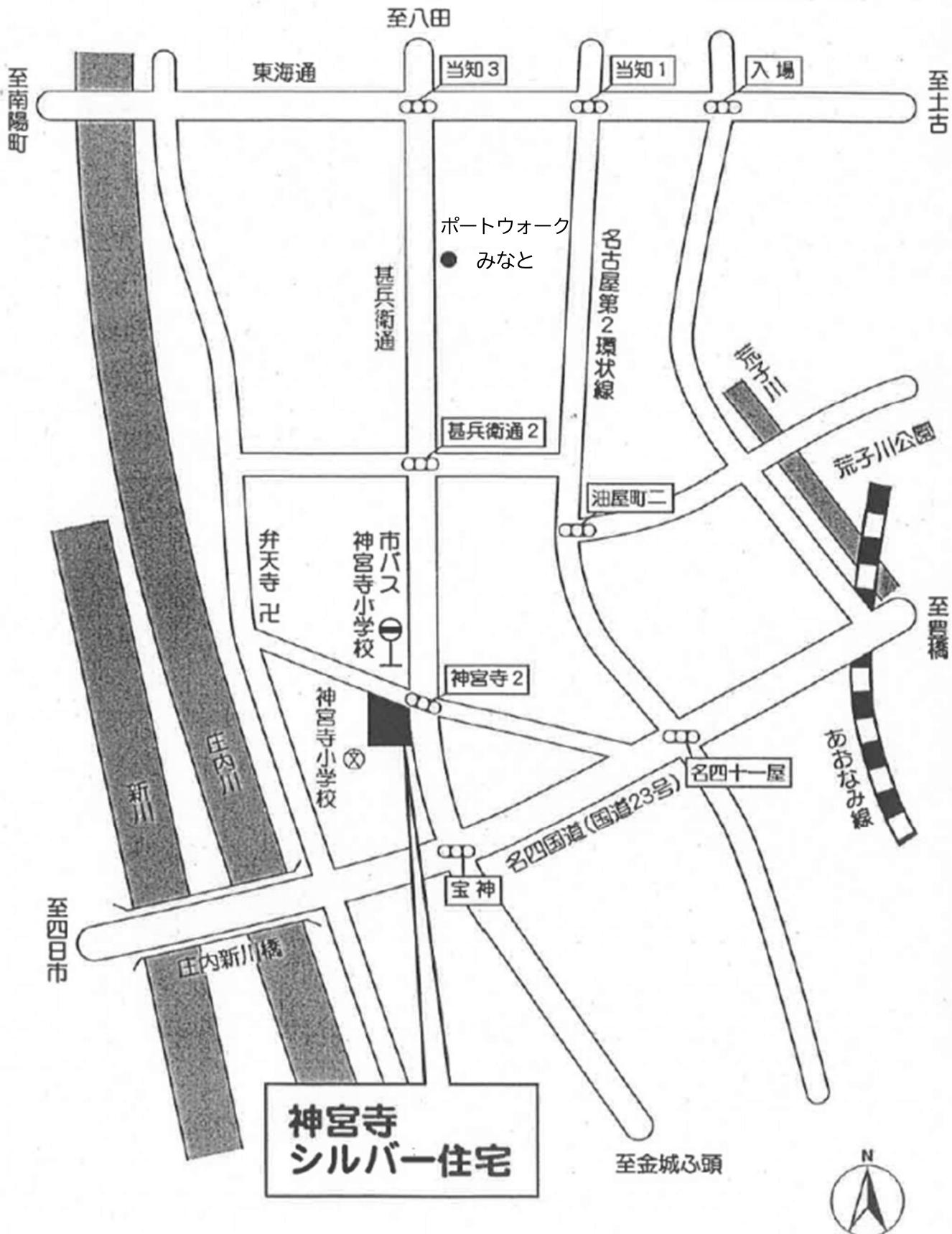
世帯向住宅（2DK）



単身者向住宅（1DK）



<付近図>



⑦みなと西シルバー住宅（世帯向3戸）

(単位：円)

| | | | |
|-----------------|---------------------|--------|--------|
| 住 宅 名 | みなと西 | | |
| 部 屋 番 号 | 201号 | 302号 | 501号 |
| 種 別 | 世帯向 | | |
| 所 在 地 | 港区野跡四丁目3番5 | | |
| も よ り の 交 通 機 関 | あおなみ線 野跡（約0.2km） | | |
| 入 居 開 始 | 平成14年 | | |
| エ レ ベ ー タ ー | 有 | | |
| 階 ／ 階 建 | 2階／5階建 | 3階／5階建 | 5階／5階建 |
| 所得月額区分による家賃 | (A) 0～104,000 | 22,600 | |
| | (B) 104,001～123,000 | 26,100 | |
| | (C) 123,001～139,000 | 29,800 | |
| | (D) 139,001～158,000 | 33,600 | |
| | (E) 158,001～186,000 | 38,400 | |
| | (F) 186,001～214,000 | 44,400 | |

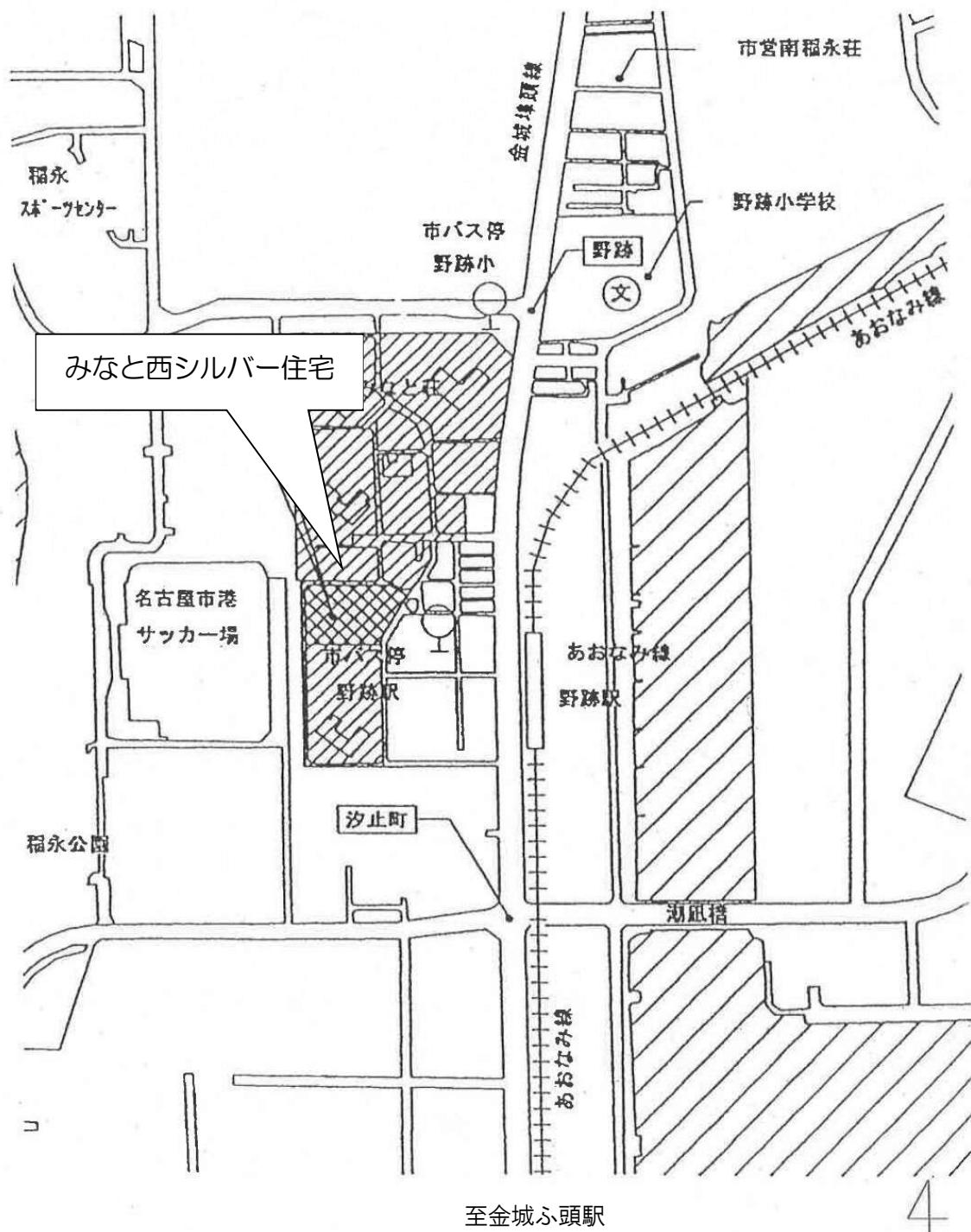
※家賃は令和6年度の家賃です。

参 考
(平面図)

世帯向住宅（2DK）



<付近図>



工業地帯に隣接しており、臭気・騒音などが予想されます。

⑨みなど南シルバー住宅 (単身者向4戸)

(単位:円)

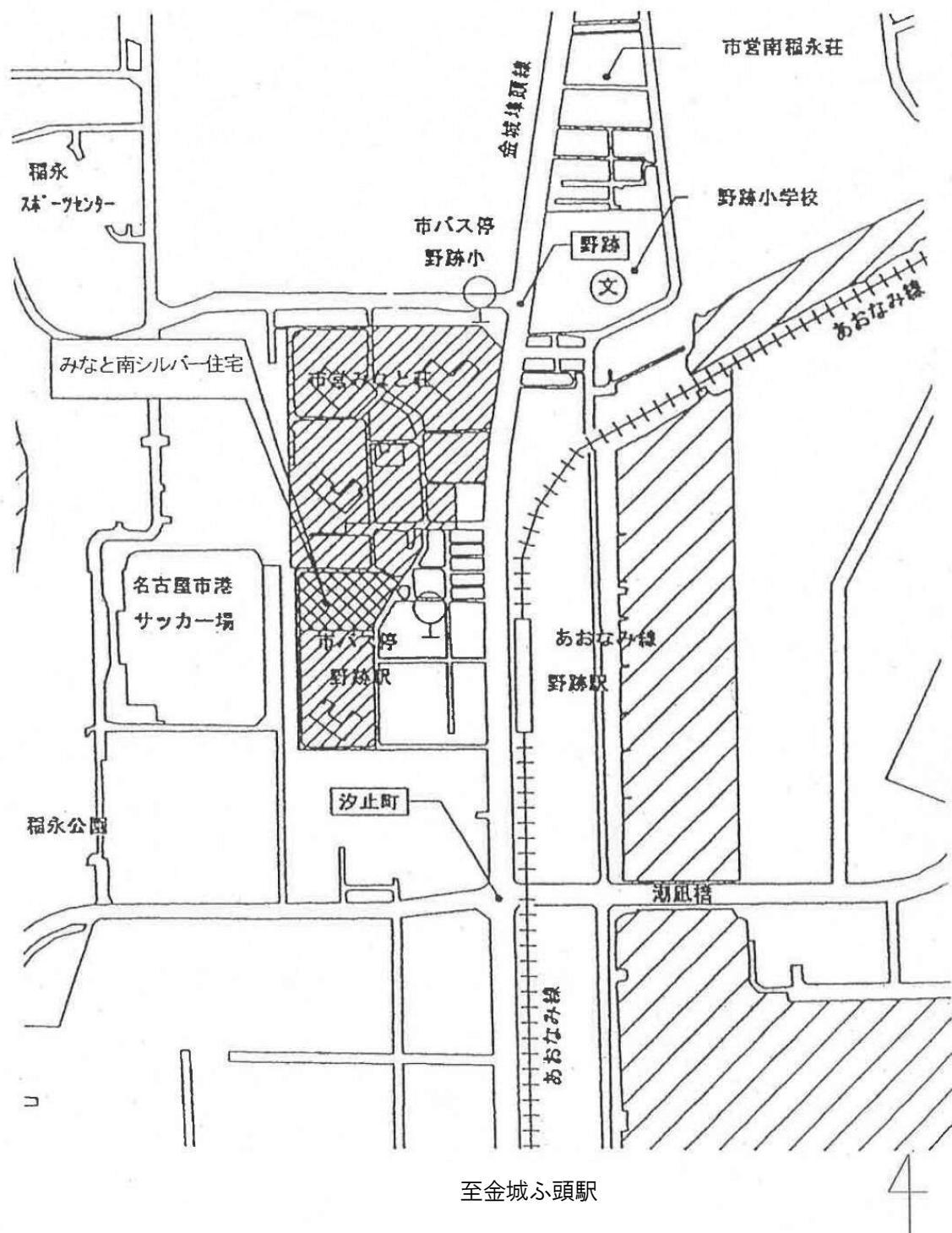
| | | | | |
|-----------------|---------------------|--------|--------|--------|
| 住 宅 名 | みなど南 | | | |
| 部 屋 番 号 | 403号 | 603号 | 704号 | 705号 |
| 種 別 | 単身者向 | | | |
| 所 在 地 | 港区野跡三丁目5番4号 | | | |
| も よ り の 交 通 機 関 | あおなみ線 野跡(約0.2km) | | | |
| 入 居 開 始 | 平成23年 | | | |
| エ レ ベ ー タ ー | 有 | | | |
| 階 / 階 建 | 4階/9階建 | 6階/9階建 | 7階/9階建 | 7階/9階建 |
| 所得月額区分による家賃 | (A) 0~104,000 | 19,500 | | |
| | (B) 104,001~123,000 | 22,500 | | |
| | (C) 123,001~139,000 | 25,700 | | |
| | (D) 139,001~158,000 | 29,000 | | |
| | (E) 158,001~186,000 | 33,200 | | |
| | (F) 186,001~214,000 | 38,300 | | |

*家賃は令和6年度の家賃です。

参 考
(平面図)



<付近図>



工業地帯に隣接しており、臭気・騒音などが予想されます。

⑩白水シルバー住宅 (単身者向3戸)

(単位:円)

| | | | |
|-----------------|-------------------|--------|--------|
| 住 宅 名 | 白水 | | |
| 部 屋 番 号 | 104号 | 106号 | 203号 |
| 種 別 | 単身者向 | | |
| 所 在 地 | 南区鳴尾町字丹後江3023番地の7 | | |
| も よ り の 交 通 機 関 | 名鉄常滑線 大同町(約0.5km) | | |
| 入 居 開 始 | 平成15年 | | |
| エ レ ベ ー タ 一 | 有 | | |
| 階 / 階 建 | 1階／5階建 | 1階／5階建 | 2階／5階建 |
| 所得月額区分による家賃 | Ⓐ 0～104,000 | 19,400 | |
| | Ⓑ 104,001～123,000 | 22,400 | |
| | Ⓒ 123,001～139,000 | 25,600 | |
| | Ⓓ 139,001～158,000 | 28,900 | |
| | Ⓔ 158,001～186,000 | 33,100 | |
| | Ⓕ 186,001～214,000 | 38,200 | |

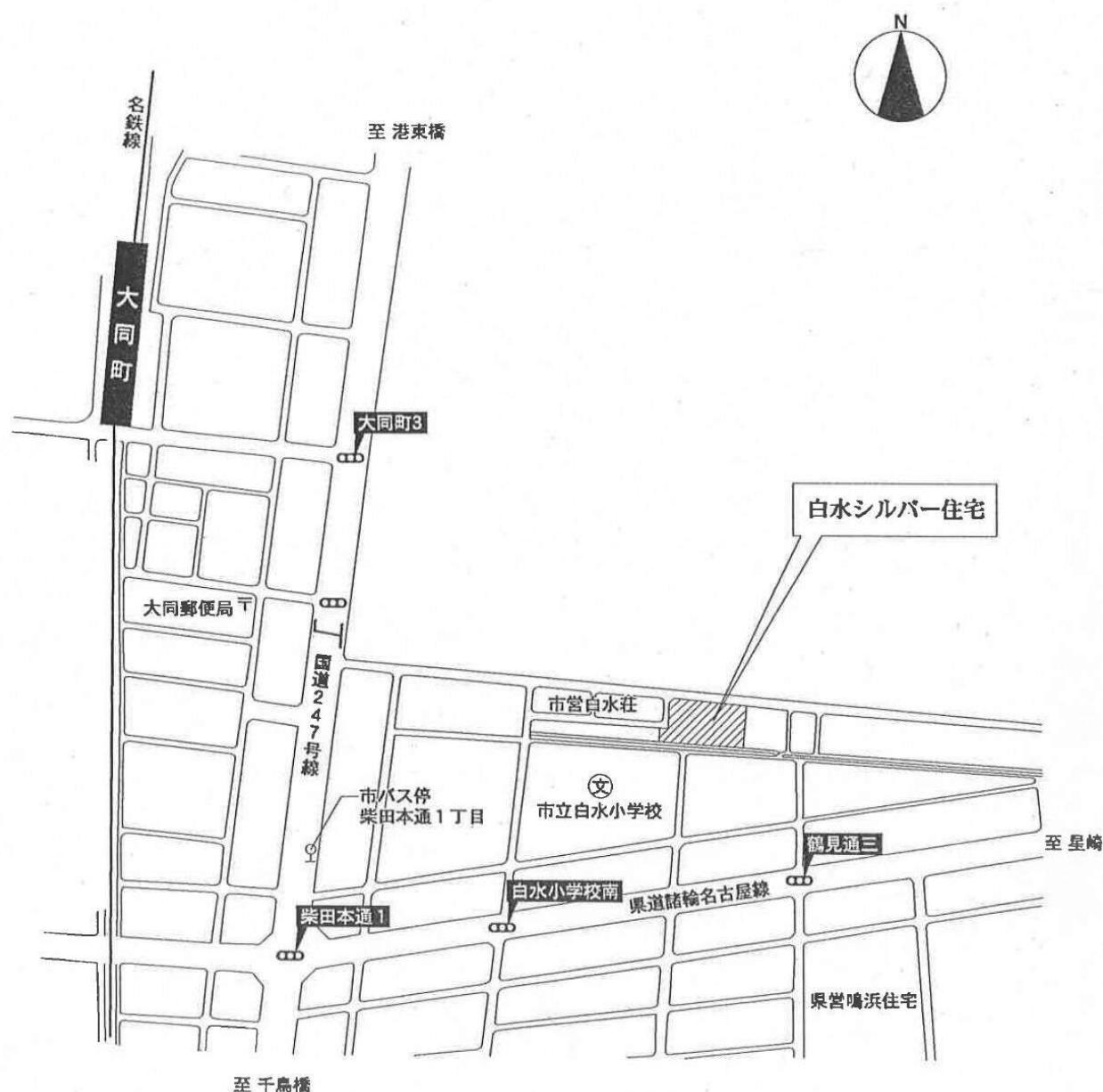
*家賃は令和6年度の家賃です。

参 考
(平面図)

单身者向住宅 (1DK)



<付近図>



工業地帯に隣接し、24時間操業（日曜・祝日を含む）している工場があり、臭気・騒音などが予想されます。

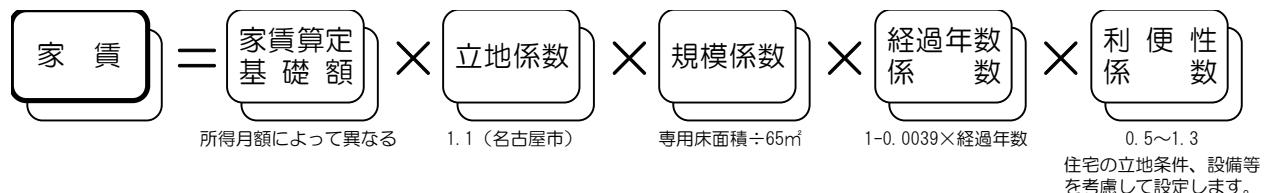
《参考：シルバーハウジングの主な設備》

- 浴 室：浴槽、シャワーが設置されています。
- 台 所：調理台付き流し台、レンジフード、吊り戸棚等が設置されています。
- 給 湯：電気温水器による、浴室と台所の2点給湯です。
※平田シルバー住宅については、ガス給湯器による、浴室と台所の2点給湯です。
- 便 所：洋式便所（水洗式、便器のふたはついています）、コンセントがあります。
- その他：洗面セット、ルームクーラー用スリーブ（南側の居室のみ）等が設置されています。
また、テレビについては、室内的接続端子をご利用ください。
電磁調理器は使用できますが、使用するためには、工事（費用は入居者負担）が必要となります。
下駄箱、各居室と台所の照明器具、ガスコンロ、チャイム、網戸などは設置されていません。

7. 家賃制度について

入居者の収入や住宅規模、立地条件、築年数などに応じて、毎年度きめ細やかな家賃を設定します。

〈制度による家賃計算式〉



今回入居決定された方については、入居資格審査の書類を基にして家賃を決定いたしますが、翌年からの家賃については、毎年度の収入申告に基づき家賃が決定されますので、収入申告を求められた場合、必ず期限までに提出してください（毎年6月）。収入申告書を提出されない場合は近傍同種の家賃（民間賃貸住宅などの家賃）になりますのでご注意ください。

8. 敷金について

敷金は家賃3か月分で、契約前にお振込みいただきます。

9. 減額制度について

下表に該当する世帯については、敷金及び家賃が減額されます。（生活保護法による住宅扶助を受けている世帯等は除きます。）
(減額する額に100円未満が生じた場合、100円未満は切り上げます。)

| 減額の種類 | 区分 | 所 得 月 額 | 減額率 |
|-------|---|--------------------|-----|
| 低所得者 | 所得月額が右記にあてはまる世帯 | 0 円 | 30% |
| | | 1 円～30,750 円 | 20% |
| | | 30,751 円～61,500 円 | 10% |
| 福祉 1 | ●身体障害者手帳所持者（1・2級）のいる世帯 ●精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）のいる世帯 ●愛護手帳所持者（1・2度）のいる世帯 ●戦傷病者（特別項症、第1・2項症）のいる世帯 ●原子爆弾被爆者世帯（注1） ●寝たきりの状態にある高齢者等のいる世帯（注2） | 0 円～158,000 円 | 30% |
| 福祉 2 | ●身体障害者手帳所持者（3・4級）のいる世帯 ●精神障害者保健福祉手帳所持者（2級）のいる世帯 ●愛護手帳所持者（3度）のいる世帯 ●戦傷病者（第3～6項症、第1款症）のいる世帯 ●65歳以上の高齢者世帯（配偶者以外に、18歳以上65歳未満の方がいる世帯は該当しません） | 0 円 | 30% |
| | | 1 円～30,750 円 | 20% |
| | | 30,751 円～158,000 円 | 10% |

（注1） 被爆者健康手帳を持ち、厚生労働大臣の認定を受けた方か、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第27条の規定により知事の認定を受けている方のいる世帯。

（注2） 65歳以上で、引き続き3か月以上寝たきりの状態又は認知症状態にある方がいる世帯。

10. 生活援助員の派遣について

- ◎ シルバーハウジングでは、入居者の日常生活を見守り、必要に応じて相談・援助を行うため、近接・併設の福祉施設から生活援助員が派遣されます。
この生活援助員の派遣を受け入れることはシルバーハウジングの入居の条件となります。
- ◎ 生活援助員は、以下のような業務を行いますが、ホームヘルパーとは異なりますのでご注意ください。
 - 保健・福祉などに関する相談及び福祉事務所をはじめとする関係機関への連絡
 - 戸別訪問やシルバーハウジングに設置された通報装置などによる安否の確認
 - 緊急時における消防署・ご家族などへの連絡
 - 一時的な家事援助

生活援助員による家事援助は、急病の時や退院直後などに行われる**一時的なものです。**
日常的に家事援助が必要となられた方は生活援助員ではなく、別途ホームヘルパーなどを利用していくこととなります。
- ◎ シルバーハウジングでは家賃の他に、**生活援助員の派遣費用のご負担をいただきます。**
負担額は次のとおりです。

| 利 用 者 世 帯 の 階 層 区 分 | 入居者負担額 (1か月あたり) |
|--|--------------------|
| A 生活保護法による被保護世帯 | 0 円 |
| B 生計中心者の前年所得税非課税世帯 | 0 |
| C 生計中心者の前年所得税年額 9,600 円以下の世帯 | 1,500 |
| D 生計中心者の前年所得税年額 9,601 円以上 32,400 円以下の世帯 | 2,600 |
| E 生計中心者の前年所得税年額 32,401 円以上 42,000 円以下の世帯 | 3,800 |
| F 生計中心者の前年所得税年額 42,001 円以上の世帯 | 4,900 |

11. 入居にあたっての注意事項

この住宅は高齢者専用の住宅として建てられたもので、一般の市営住宅と異なった次の条件がありますので、ご承知おきください。

(1) 入居後の新たな世帯員の同居について

入居後の新たな世帯員の同居については、原則として認められません。

ただし、単身者向住宅に入居された方が新たに婚姻される場合で、住宅の入居資格を失わないときは認められます。

(2) 使用権承継

承継については原則として認められません。

ただし、名義人の死亡等で単身者世帯になった場合で、残された方が単身者の入居資格を失わないときは使用権の承継は認められます。

(3) 自立生活不可能になった場合

入居後、身体の状況が変化して、入院が必要となり、退院見込みがない場合は明け渡していくことがあります。

(4) 生活援助員派遣費用の負担

家賃の他に、生活援助員の派遣費用をご負担いただきます。(P34をご覧ください。)

(5) 入居時の固定電話への加入

設置してある緊急通報システムを稼働させるため、入居1週間前までに電話（NTT一般電話回線）加入契約をしていただき、入居期間中にNTT回線通話可能状態にしていただくことが入居の条件になります。回線使用料（基本料金）、ダイヤル通話料、回線の敷設のためのNTT工事費等は入居された方にご負担をいただきます。

(6) 緊急時の強制開錠について

緊急通報システム作動時に応答がない等、安否確認が必要な場合には、外部から強制的に開錠して室内に入ることができます。

(7) 談話室の維持管理について

シレバーハウジングには、入居された方々の交流に使う部屋として談話室を設置してありますが、維持管理にかかる費用は入居された方にご負担をいただきます。

(8) 入居期限について

入居期限は令和7年6月30日です。期限内に入居手続き（契約）を完了し、入居されない場合は入居資格を失いますのでご注意ください。(繰上げ当せんの場合は、入居期限の延長があります)

以上のうち（1）～（6）については、契約時に誓約書・同意書を提出していただきます。

※基準日は原則として令和6年12月20日です。申込資格や収入基準、年齢、入籍（婚約者世帯の入籍を除く）なども、基準日現在を基準として確認します。

《募集についてのお問い合わせ窓口》

| 名 称 | 住 所 | 電 話 | F A X |
|-------------------------|----------------------|----------|----------|
| 千種区 保健福祉センター 福祉部 福祉課 | 千種区星が丘山手 103 番地 | 753-1834 | 751-3120 |
| 東 区 " | 東区筒井一丁目 7 番 74 号 | 934-1196 | 936-4303 |
| 北 区 " | 北区清水四丁目 17 番 1 号 | 917-6533 | 914-2100 |
| 楠 支所区民福祉課 | 北区楠二丁目 974 番地 | 901-2269 | 901-2271 |
| 西 区 保健福祉センター 福祉部 福祉課 | 西区花の木二丁目 18 番 1 号 | 523-4598 | 521-0067 |
| 山 田 支所区民福祉課 | 西区八筋町 358 番地の 2 | 501-4975 | 504-7409 |
| 中村区 保健福祉センター 福祉部 福祉課 | 中村区松原町 1 丁目 23 番地の 1 | 433-2912 | 433-2074 |
| 中 区 " | 中区栄四丁目 1 番 8 号 | 265-2327 | 241-6986 |
| 昭和区 " | 昭和区阿由知通 3 丁目 19 番地 | 735-3912 | 731-8900 |
| 瑞穂区 " | 瑞穂区瑞穂通 3 丁目 32 番地 | 852-9395 | 851-1350 |
| 熱田区 " | 熱田区神宮三丁目 1 番 15 号 | 683-9405 | 682-0346 |
| 中川区 " | 中川区高畠一丁目 223 番地 | 363-4409 | 352-7824 |
| 富 田 支所区民福祉課 | 中川区春田三丁目 215 番地 | 301-8376 | 301-8661 |
| 港 区 保健福祉センター 福祉部 福祉課 | 港区港明一丁目 12 番 20 号 | 654-9692 | 651-1190 |
| 南 陽 支所区民福祉課 | 港区春田野三丁目 1801 番地 | 301-8345 | 301-8411 |
| 南 区 保健福祉センター 福祉部 福祉課 | 南区前浜通 3 丁目 10 番地 | 823-9413 | 811-6366 |
| 守山区 " | 守山区小幡一丁目 3 番 1 号 | 796-4607 | 793-1451 |
| 志段味 支所区民福祉課 | 守山区下志段味一丁目 1401 番地 | 736-2192 | 736-4670 |
| 緑 区 保健福祉センター 福祉部 福祉課 | 緑区青山二丁目 15 番地 | 625-3957 | 621-6841 |
| 徳 重 支所区民福祉課 | 緑区元徳重一丁目 401 番地 | 875-2207 | 875-2215 |
| 名東区 保健福祉センター 福祉部 福祉課 | 名東区上社二丁目 50 番地 | 778-3009 | 774-2781 |
| 天白区 " | 天白区島田二丁目 201 番地 | 807-3888 | 802-9726 |
| 健康福祉局高齢福祉部 高 齢 福 祉 課 | 中区三の丸三丁目 1 番 1 号 | 972-2544 | 955-3367 |

※ 詳しくは現在あなたのお住まい、お勤め先（市外の方）の区保健福祉センター・福祉部・支所区民福祉課か名古屋市役所健康福祉局高齢福祉部・高齢福祉課までお問い合わせください。